

保証について

お買い上げいただきましたお車は、レクサスの厳しい品質管理のもとで製造されたものです。万一、材料上あるいは製造上の不具合がありました場合には、保証書に示す条件にしたがって無料で修理させていただきます。

法令ならびにレクサスが指定・推奨する、定期点検整備・日常点検の未実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合は保証修理いたしません。

保証継承(保証期間が残っているお車を入手された場合)

保証期間内に、保証登録書に記載されたお車を入手されご使用になられる方は、ただちに最寄りのレクサス販売店にお車とメンテナンスノート(保証登録書を含む)をお持ちください。保証継承手続きにより、残りの期間を保証(保証継承)いたします。

メンテナンスノート(保証登録書を含む)の提示がない場合には、保証継承をお断りしますので、お車を譲渡される場合はメンテナンスノート(保証登録書を含む)を必ずお車とセットでお渡しください。

保証書

① 保証の内容

保証登録書に記載されたお客様のお車に弊社が出荷時に組付けた部品で、材料上または製造上の不具合があった場合には、保証書に従って、無料修理いたします。(以下、保証修理といいます)

保証修理は、部品の交換あるいは修理のいずれか適切な方法により行います。取り外した部品は、レクサス販売店の所有になります。

② 保証の受け方

保証修理をお受けになる場合は、レクサス販売店へメンテナンスノート(保証登録書を含む)をご提示の上、保証修理をお申し付けください。

なお、メンテナンスノート(保証登録書を含む)をご提示いただけない場合は、保証修理をお受けいたしかねることがあります。

③ 保証の対象と期間

保証対象	保証期間
弊社が指定した対象外、特定保証を除く全部品	新車登録日から 5年間 但し、走行距離が 100,000km まで
その他弊社が指定した部品(特定保証)	車種により設定
ボデー塗装、ボデー外板の穴あき錆	新車登録日から 5年間

対象外とは、タイヤ、12Vバッテリー、消耗部品および油脂類を指します。その他の対象外、各保証の対象と期間については、車種ごとに異なりますので、「保証の対象と期間詳細」をご覧いただけたか、レクサス販売店にご確認ください。

無登録で使用されるお車につきましては、「新車登録日」を「新車納入日」とします。保証修理時に交換部品として新たにお車に装着した部品も、保証書に基づく保証の対象となります。その保証期間は、前表の区分に従います。

④ 保証しない事項

- ① 内装部品、樹脂部品、塗装面、メッキ面等の自然退色・劣化等、通常の使用摩耗あるいは経年変化により発生する現象。
- ② 音、振動、オイルのにじみ、ブレーキ鳴き、操作フィーリング等、自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象。
- ③ 通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない場合。
- ④ 法令ならびに弊社が指定・推奨する、定期点検整備・日常点検の未実施および定期交換部品の未交換による不具合。
- ⑤ 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ⑥ 保守もしくは整備上の不備または間違いによる不具合。
- ⑦ ご使用の過程で発生したボデーおよび内外装部品の傷・凹み等の不具合。
- ⑧ 弊社純正の消耗部品・定期交換部品以外の使用あるいは弊社が指定する油脂類以外の使用による不具合。
- ⑨ 取扱書等に示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、特別な条件での使用(サーキット走行やレース・ラリー等のスポーツ走行)、エンジンの過回転、過積載等に起因する不具合。
- ⑩ 弊社出荷後、弊社以外の者による部品装着・改造等に起因する不具合。
- ⑪ 飛石、酸性雨、塩害、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の被害による不具合。
- ⑫ 地震、台風、水害等の天災ならびに火災、事故、盗難による不具合。
- ⑬ 保証修理以外の費用負担。
 - 消耗部品および油脂類の交換・補充費用。
 - 法令ならびに弊社が指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。
 - レクサス販売店以外での修理費用。
 - お車を使用できなかつたことによる不便さおよび損失等。
(電話代、レンタカーレート、宿泊代、交通費、休業・積荷・営業損失補償等)

5 保証の発効

お車を販売したレクサス販売店が、保証登録書にお客様の氏名、住所、お車の登録番号、登録日、販売店名等の必要事項を記入することにより有効となります。

6 保証の失効

次のいずれかの場合にこの保証は効力を失います。

- ① ③に示す保証期間が満了した時。
- ② 保証期間内であっても、お車の譲渡等によりお客様が使用者でなくなった時。
- ③ お車が日本国外へ持ち出された時。

7 保証の継承

⑥の②で保証が失効した場合でも、次の条件を満たし保証可能なお車であることが確認できた場合は、保証継承手続きが完了した後、新たにお車をご使用になられるお客様に対して保証の効力を生じます。

- ① ③に示す保証期間が残っている。
- ② 新たなお客様がメンテナンスノート(保証登録書を含む)を所持している。
- ③ レクサス販売店で必要な点検・整備および手続きを実施。(費用はお客様負担)
- ④ お車が一度も日本国外へ持ち出されていない。

8 保証書・保証登録書の再発行

保証期間内に保証書・保証登録書を破損または紛失された場合、お車をご使用のお客様からお申し出のある場合は、再発行いたします。

9 その他

本保証書に明示した保証期間・条件の基に無料修理をお約束するものです。従って、保証期間経過後にお申し出のあった不具合修理は、原則として有料になります。ただし、その不具合が使用損耗あるいは経年変化によるものではなく、その全部または一部が供給者側の責任に起因する場合、責任の度合に応じて、適正な費用負担で修理いたします。

愛知県豊田市上三ヶ町1番地
トヨタ自動車株式会社
電話(0565)28-2121



保証の対象と期間詳細(対象外部品・その他指定部品など)

保証の対象	
下記を除く全部品	
● タイヤ	● 油脂類
● 12Vバッテリー	トランスアクスルフルード
● 弊社出荷後、弊社以外の者が装着した部品／架装物	ブレーキフルード
● 消耗部品	ショックアブソーバーフルード
ブレーキパッド、ブレーキシュー	ウインドウォッシャー液
ブレーキディスクローター	各種グリース
(高摩擦ブレーキ採用車のみ)	冷却水
各種ヒューズ(高電圧ヒューズを除く)	バッテリー液
各種電球(ハロゲン、ディスチャージ、	クーラーガス
LEDランプを除く)	その他これに類するもの
各種電池(電子キー、リモコン等)	
ワイヤーゴム	
エアフィルター	
その他これに類するもの	
駆動用電池の保証	
● 材料上または製造上の不具合	新車登録日から 10年間
● 駆動用電池の容量低下 (保証期間内に駆動用電池の容量が初期容量の70%を下回った場合)	ただし、その期間内でも走行距離が 200,000km まで (メーカー保証として8年／160,000km、 更にBEVバッテリーサポートプラスとして 2年／40,000km延長し、 10年／200,000kmを保証します)

※駆動用電池容量は、弊社指定の測定方法に基づき判定いたします。また、駆動用電池の容量低下による保証修理は、駆動用電池自体を修理もしくは工場で再生された部品と交換します。そのため、新品相当の状態まで駆動用電池の容量は復元しません。

リコール等のお願い

万一、リコール等を実施する場合には、該当のお車をご利用のお客様に担当のレクサス販売店よりご案内し、修理可能な日時を確認させていただきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

ご案内は、レクサス販売店のお客様情報および自動車検査証（車検証）の情報をもとにご連絡いたします。従いまして、ご住所等に変更が生じた場合は、レクサス販売店へのご連絡および移転登録のご申請を実施いただきますようお願いいたします。

● リコールとは

自動車の構造・装置の不具合による事故を未然に防止することを目的とした法律に基づく制度です。同一型式・一定範囲の自動車について、構造・装置・性能などが、安全・公害防止の規定（保安基準）に適合しなくなるおそれがあると弊社が判断した場合に、国土交通省に届け出て、該当のお車をご使用のお客様へご連絡し、無料で修理いたします。

● 改善対策とは

保安基準に係わらなくても安全確保・公害防止の観点から弊社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡し、無料で修理いたします。

● サービスキャンペーンとは

商品品質改善等の観点から弊社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡するか、レクサス販売店ご来店時にお知らせして点検・修理いたします。

お客様のお車がリコール等の対象車両かどうかを自動車検査証（車検証）の車台番号から検索可能です。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。
<https://lexus.jp/recall/>